

平成 2 8 年度

医療技術・サービス拠点化促進事業
(医療拠点化促進に関する実証調査事業)
二次公募

公 募 要 領

平成 2 8 年 9 月

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

平成28年度「医療技術・サービス拠点化促進事業
(医療拠点化促進に関する実証調査事業)」二次公募

公募要領

目 次

I. はじめに	1
II. 補助事業の概要	2
1. 補助事業の目的	
2. 補助対象事業者	
3. 補助事業の内容	
4. 補助事業の実施期間	
5. 補助事業者の義務	
6. 応募から事業開始までの流れ	
III. 応募資格	9
1. 応募資格	
2. コンソーシアム形式での応募	
3. その他	
IV. 応募手続	16
1. 応募者	
2. 応募書類と提出部数	
3. 公募期間、応募書類の提出先	
4. 公募説明会の開催	
V. 審査・選定	18
1. 審査の方法および手順	
2. 審査基準	
3. 想定される交付決定後から事業終了までの主な流れ	
VI. 採択後の留意点と補助金交付	21
1. 採択後の留意点	
2. 補助金交付申請・補助金の支払い	
3. 補助金の内容	
4. 経費支出の注意	
5. 採択コンソーシアム等の義務	
VII. その他	25
・問い合わせ先	
・質問状	

I. はじめに

「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)、「日本再興戦略 改訂2014」(平成26年6月閣議決定)、「日本再興戦略 改訂2015」(平成27年6月閣議決定)及び「日本再興戦略 2016」(平成28年6月閣議決定)において、我が国の優れた医療技術・サービスの国際展開(以下「医療の国際展開」という。)を促進させる旨が明記されており、医療の国際展開は経済成長を図る上での重点施策の一つに位置付けられています。医療の国際展開は、相手国の健康改善や経済市場の創出など、相手国の発展に寄与するものであり、日本のプレゼンスや信頼の向上につながるものです。また医療関連企業などにとっては、優れた医療機器の開発や新たな医療関連サービスを生み出す契機となるなど、日本の経済成長に資するものです。加えて、国外の患者を受入れることは、我が国の医療技術・サービスの更なる充実につながり、国内患者向けの医療サービスの向上にも資するものと考えられます。

このような観点から、日本政府は「日本再興戦略」において、「新興国を中心に日本の医療拠点については2020年までに10か所程度創設し、2030年までに5兆円の市場獲得」との目標を掲げています。また、この目標達成に向けて、経済産業省では、日本の良質な医療サービスと医療機器を積極的に展開するため、日本の医療機器導入の補助事業や、医療関連企業と医療機関の連携による日本の医療拠点化に向けた実証調査等を実施し、現地の医療制度やニーズを踏まえた事業化が推進するとともに、外国人患者受入に関わる環境整備を、実証事業等を通じて検討してきました。

こうした日本政府の取組に対応するため、一般社団法人Medical Excellence JAPAN(以下、「MEJ」という)では、官民一体となって、日本の医療技術・サービスの国際展開を推進しています。平成27年度には、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、バングラデシュの計4か国について、対象各国のフェーズに合わせ、日本の医療の認知度向上を目指したセミナーの実施や保健省・医療機関訪問、人的ネットワークの形成等を実施しました。また、外国人患者を受入れる医療機関側の受入態勢の整備促進に向けた国内外の医療機関の先行事例の共有や、国内医療機関における外国人患者受入実態の把握等の調査を行ってきました。

しかしながら、欧米や韓国、中国などの国々においても医療の国際展開を急速に進めており、これまでの取組みの成果を迅速に事業化に結び付け、自立的な医療サービスの国際展開を軌道に乗せる必要があります。同時に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催も見据えながら、外国人が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策を、着実かつより加速させて実施していくことが必要となります。

本事業では、医療関連企業や医療機関などの連携による、自立的・持続的に収益が見込める日本の医療拠点の事業化に向けた実証調査を支援します。二次公募においては、平成28年7月に内閣官房健康・医療戦略推進本部にて決定された「アジア健康構想に向けた基本方針」に即し、介護分野を主とした日本の技術・サービスの国際展開を促進し、日本再興戦略及びアジア健康構想の推進に寄与することを目指します。

Ⅱ. 補助事業の概要

1. 補助事業の目的

本補助事業は、我が国が高い競争力を有する医療技術とサービスが一体となった戦略的な医療拠点整備を計画する医療関連企業や医療機関等の団体を支援することによって、日本の医療の国際化を促進させることを目的とします。

2. 補助対象事業者

本補助金における補助対象事業者は、原則として法人格を有する民間事業者または団体とします。事業主体は、コンソーシアム（本補助事業におけるコンソーシアムの定義等については、後述のⅢ. 2.（1）を参照のこと。）を形成する事業者とします。

3. 補助事業の内容

（1）応募対象となる事業

本補助事業では、医療関連企業や医療機関などの連携による、自立的・持続的に収益が見込め、特定の事業者の収益ではなく、広く医療技術・サービス等の拠点化促進に貢献するための実証・事業性調査を応募対象とします。

本補助事業二次公募においては、医療・介護分野のアウトバウンド事業について、次に掲げる2類型の取組内容の事業を募集致しますので、いずれかの類型を選択して応募してください。なお、応募後の申請者による類型の変更はできません（ただし、審査結果により、類型の変更が行われることがあります）。

なお、本補助事業二次公募においては、アジア健康構想を推進するため、介護分野を優先します。

取組内容（いずれもアウトバウンド事業）

- a. 医療・介護分野の施設運営や運営支援サービス等により、サービス事業収入獲得を目指す取組
- b. 医療・介護分野の人材育成を通じた機器・用品等の製品の販売拡大を図る取組（既に海外展開の実績のある機器・用品に限る）

具体的には、医療・介護に関連する企業や医療機関等による現地実証調査事業として、海外展開先において日本のサービスを提供したり、あるいは現地の医療・介護関連機関に

対して我が国の機器や情報システムを活用した研修プログラム・研修サービス等を提供したりしながら、料金設定や収支計画の策定および事業評価、持続的なビジネスモデルの検討、現地法人設立の準備、等を通じた日本の医療・介護の拠点化を想定します。併せて、サービス等を現地で提供する際の制度上の課題（例：流通・輸入制度や許認可、現地法人設立の手続き、現地サービス従事者を雇用する際の労務上の問題点等）の整理および現地当局者との調整等を想定します。

また、原則としてこの補助事業終了後に、自立的、持続的に事業展開を行っていくことを前提としている事業であり、且つ特定の事業者の収益ではなく日本の医療・介護産業に広く貢献するための事業とします。

事業を行う対象国・地域、本事業を通じて普及が見込まれる主な医療・介護関連機器、取組手法は以下を含むことを想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合はこの限りではありません。

なお、特定の機器や用品の販売、開発、輸出だけを目的とした事業およびそのための市場調査は応募の対象となりませんので、ご注意ください。

(i) 対象とする主な国・地域：

- ・ B R I C s (ブラジル、ロシア、インド、中国)
- ・ A S E A N (フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア)
- ・ その他地域(バングラデシュ、トルコ、メキシコ)

(ii) 本事業を通じて普及が見込まれる主な機器・用品：

- ・ 日本の医療・介護の提供に必要な機器・用品
- ・ 日本が国際競争力を有する機器・用品
- ・ 施設運営やサービス効率化に係る情報システム、遠隔医療や遠隔介護・サービス等に必要な ICT 機器・システム 等

(iii) 取組手法：

- ・ 教育研修機関等との連携による医療・介護人材の育成を通じた展開
- ・ 対象国の制度整備と連携した展開
- ・ 対象国の政府や学会、大学、医療機関等との連携に基づく展開
- ・ 複数の医療・介護に関する技術・サービスをパッケージにした展開
- ・ O D A 事業との連携を図る展開
- ・ 過去の官民が連携した医療の国際展開に関する取組を契機に組成された案件
- ・ メンテナンス拠点の構築等アフターケアサービス体制の整備に資する取組
- ・ 医工連携事業・医療機器開発ネットワーク事業等で支援を受けた機器等の展開 等

※ 本事業において実施する臨床現場での診断・治療行為については、P 1 5に記載の III. 3. (4) 臨床現場での診療・治療を伴う事業に関する条件 をよく確認してください。

※ 国際入札プロセスにおいて事前資格審査または入札スケジュールが公表されている案等であって、コンプライアンスの観点から本補助事業の実施に問題があると認められる案件は応募の対象となりませんので、ご注意ください。

（２）補助対象となる経費

補助事業の対象経費は、以下の表のとおりです。

補 助 対 象 経費の区分	内 容
（１）人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
（２）事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価等）
備品費・借料 及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 ※実証期間中に必要であり、使用される機械器具等が対象になります。 ※備品費の計上は、代表団体が自社製品をリース・レンタルする場合にのみ計上可能です。
外注費	補助事業者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
補助員人件費	事業を行うために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、該当事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
（３）委託費	補助事業者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約） ※コンソーシアム参加団体との委託契約が該当します。

<留意事項>

- ・ 施設整備や設備購入及び施設や設備の保守費用は本補助事業の範囲に含まれません。
- ・ 補助金額は消費税等を補助金額経費から除外して策定します。

- ・ 補助金の支払は、原則として、事業完了後の確定検査を経た後、精算払となります。
- ・ 支払額の確定は、事業終了後事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
- ・ 支払額は、補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿及び領収書等の証拠書類が必要となります。
- ・ また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(3) 補助率

補助率：補助事業経費のうち、中小企業は2／3以内、大企業は1／2以内

- ・ 一般企業については、中小企業庁が定義する中小企業の定義（中小企業基本法第2条に定める定義）に従う（中小企業の定義に含まれない企業は原則、大企業とみなす）。
- ・ 医療法人、学校法人、一般社団法人等については、中小企業と同等の扱いをする。

具体的な金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定します。事業は原則として、将来的に事業主体となることが想定される事業体が実施するものとします。

4. 補助事業の実施期間

本補助事業の実施期間は、交付決定後速やかに事業に着手し、原則として平成29年2月末までに事業を完了することとします。ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合には、その理由について報告を行っていただくことにより、正当と認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことが出来る場合があります。また、事業実施期間中に事業内容の実施が困難と判断される場合は、事業実施期間の短縮が求められる場合があります。

なお、審査の結果、採択条件として事業期間の短縮が求められた場合には、経済産業省ならびに MEJ と申請者との間で事業期間の変更について協議します。

また、本補助事業に係る経費のうち、計上できる経費には、交付決定日以降に発生（発注）するもので補助事業完了日までに終了（支出）するものが対象となります。ただし、代表団体から参加団体への事業委託期間は、代表団体による参加団体の委託金額確定検査期間に配慮し、最長でも補助事業完了日の1週間前までの期間としていただきます。

5. 補助事業者の義務

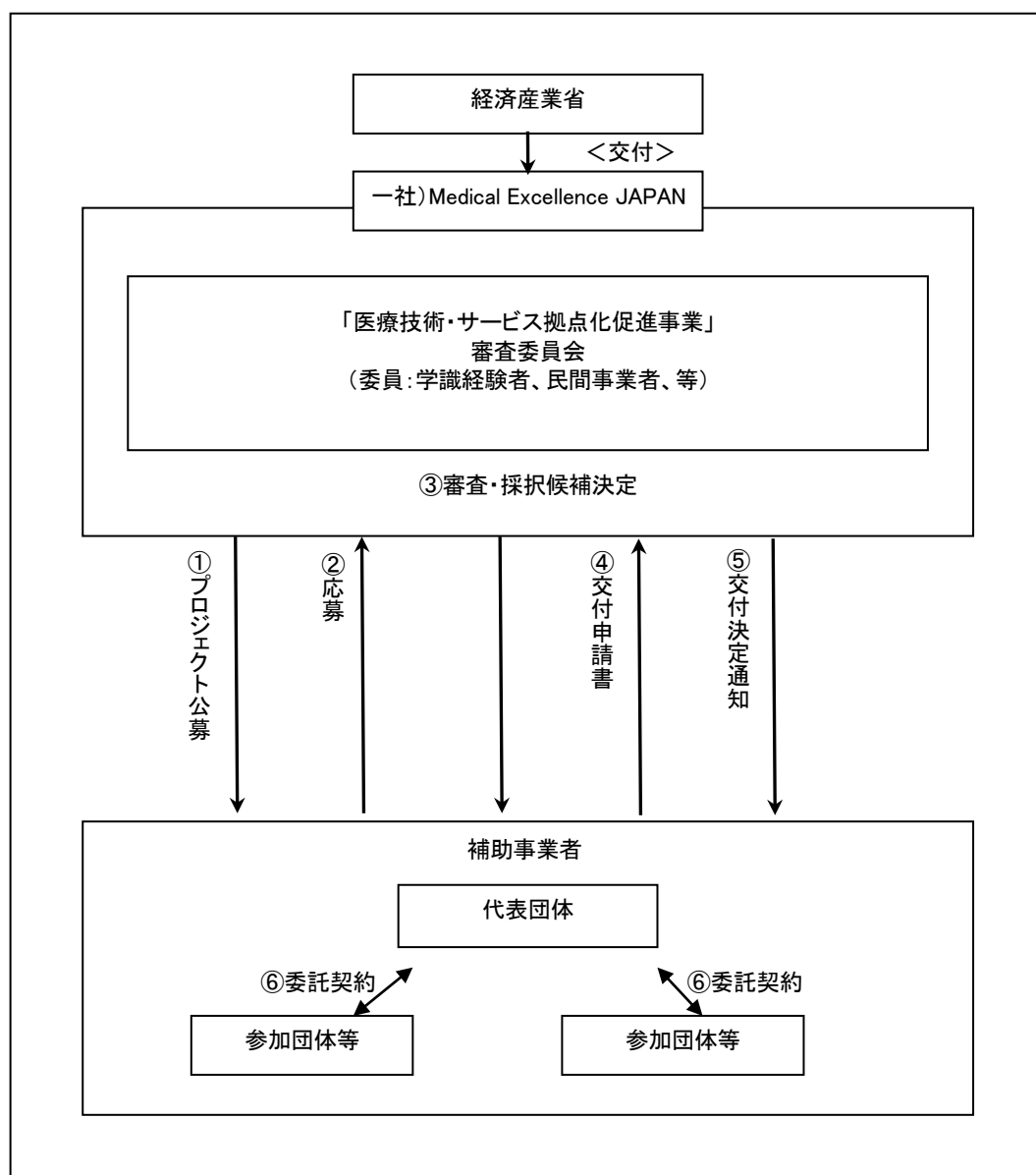
本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくことになりますので御留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の事業内容の変更または経費の配分の変更をしようとする場合、若しくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合または補助事業終了後、実施した補助事業の概要および補助事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業の成果を取りまとめた事業報告書を提出いただきます。(提出期限は平成29年2月末まで)
- (6) 補助事業者は、補助事業完了後5年間は知的財産権の利用状況調査、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会への出席等について、補助事業者の負担において MEJ および経済産業省に協力いただくこととします。

6. 応募から事業開始までの流れ

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。なお、応募・採択状況によっては再度公募を行う可能性があります。

- ・平成28年9月5日：プロジェクト公募開始（下図①）
- ・平成28年9月5日～9月26日※12時迄：応募受付（下図②）
- ・平成28年9月26日～10月上旬：審査・採択候補決定（下図③）
- ・平成28年10月上旬：交付申請、交付決定（下図④、⑤）
- ・交付決定後：コンソーシアム参加団体との委託契約締結（下図⑥）



Ⅲ. 応募資格

1. 応募資格

本補助事業の応募資格は、以下に掲げるすべての条件を満たしている必要があります。

- A. 医療・介護の国際化についての取組経験を有し、かつ、事業目標の達成および事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること
- B. 当該補助事業を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- C. MEJと密接に連携できる体制を有していること

2. コンソーシアム形式での応募

補助事業者は、コンソーシアム形式にて応募ください。

(1) コンソーシアムの定義

本補助事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）および代表団体と本補助事業に係る委託契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体」という。）を一体として指すこととします。すなわち、代表団体と本補助事業に係る委託契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含めないこととします。

代表団体は、法人格を有する民間事業者または団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は代表団体にはなれないものとします。ただし、有限責任事業組合（LLP）は代表団体になることが可能です。

代表団体は、採択決定の後、コンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。

代表団体は、参加団体と委託契約を結ぶこととなります。本補助事業では、補助経費の5割以上をコンソーシアム内の経費として使うこととします。また、計上できる経費は、コンソーシアム内で支出した実費のみが対象となります。

(2) コンソーシアムの構成要件

応募は、以下の要件を満たしたコンソーシアムのみが行えることとします。

- ① コンソーシアムは、以下の（3）に示す代表団体および参加団体によって構成され

るものとする。

- ② コンソーシアムは、法人格を有する民間事業者または団体を複数社含む構成とします。
- ③ MEJ では、本補助事業においてコンソーシアムをひとつの組織体として認識します。従って、MEJ からの連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、コンソーシアム構成員全員の責任において共有してください。

(3) コンソーシアムの構成員に関する資格要件

① 代表団体

代表団体は、自ら本補助事業の一部を実施するとともに本補助事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。したがって、代表団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、交付を取り消すことがありますので留意してください。

(代表団体の資格要件)

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) MEJ との交付手続きおよび参加団体との委託契約を締結できること（注）。ただし、特定業界の主要企業を会員として構成する業界団体が代表団体となる場合のみ、参加団体（会員構成企業）との委託契約は必須ではありません。
- (iii) 代表団体として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (iv) 交付決定後のコンソーシアム等内部の経理実務（参加団体への委託金額に係る確定検査の実施を含む）について、責任を持って管理できること。
- (v) 本補助事業を遂行できる財政的健全性を有していること。
- (vi) 総括事業執行者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を代表団体にて任命していること。

(注 1) 委託契約内容の実施に際しては、MEJ「平成 28 年度 医療技術・サービス拠点化促進事業補助事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理を行うよう参加団体を指導していただきます。

(注 2) 副総括事業執行者（サブリーダー）は代表団体または参加団体に所属する者とします。

(注 3) 代表団体と参加団体とが締結する委託契約にて取り決める義務等は、MEJ の補助金交付規程の内容に準拠していただきます。

② 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約の取り消しを求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

（参加団体の資格要件）

(i) 代表団体との委託契約を締結できること。

(ii) 事業に主体的に取り組む人員がいること。

（注１） 委託契約内容の実施に際しては、MEJ「平成２８年度 医療技術・サービス拠点化促進事業補助事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理を遵守していただきます。

（注２） 代表団体と委託契約を締結するすべての参加団体は、委託契約期間内に代表団体による補助金額確定検査に応じる必要があります。

（留意事項）

申請書に参加団体として記載した団体等が、交付決定時点で参加団体から除かれることは原則認められません。

③ 協力団体

協力団体は、構成員としてコンソーシアムへの参画はせず、事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを支援するものとします。

（協力団体の資格要件）

代表団体からの要請に基づいた参画であること。

（留意事項）

代表団体は、当該事業への取組について、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします。

④ 事業責任者・総括事業執行者(プロジェクター)・副総括事業執行者(サブリーダー)

事業責任者は、当該事業分野を所管し、管理監督する自然人で、代表団体に属する者となります。

総括事業執行者は、事業の計画立案、実施および成果管理を総括し、事業を最も主体的に執行する自然人で、代表団体に所属する者となります。

副総括事業執行者は、総括事業執行者を補佐し、必要に応じてその代理として事業を主体的に執行することができる自然人で、代表団体または参加団体に属する者となります。

総括事業執行者および副総括事業執行者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

（総括事業執行者・副総括事業執行者の資格要件）

- (i) 本補助事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) MEJ からの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、MEJ からの連絡事項を周知徹底することができること。

⑤ 事務管理責任者

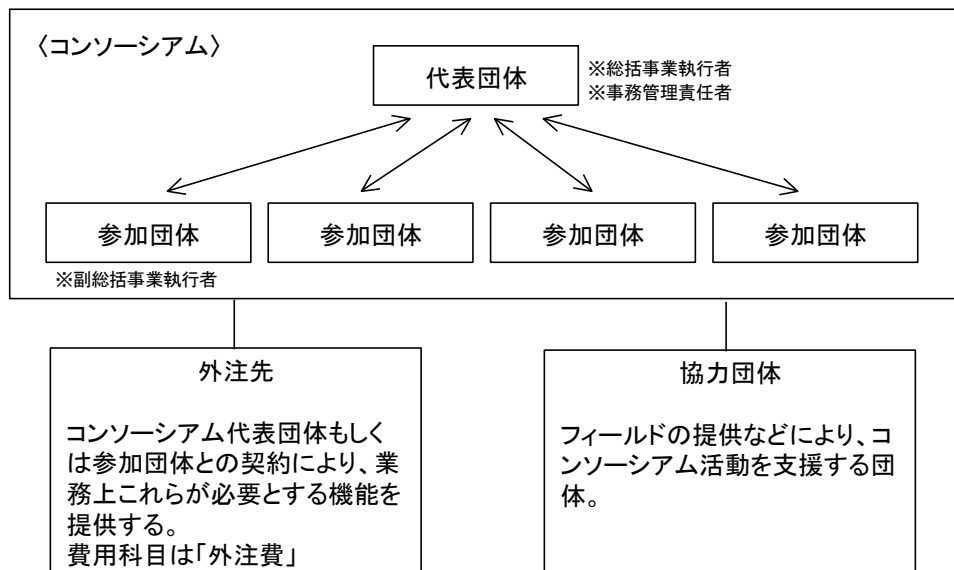
事務管理責任者は、補助事業の交付手続き、経費管理および手続きを総括する自然人で、代表団体に属する者となります。

事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

（事務管理責任者の資格要件）

- (i) 本補助事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) MEJ からの連絡、指示、問い合わせに対し速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、MEJ からの連絡事項を周知徹底することができること。

(参考) コンソーシアムにおける代表団体、参加団体、外注先、協力団体の関係



3. その他

(1) 重複応募・重複事業参画の制限

同一の取組内容で、経済産業省または他省庁等の事業において過去に採択を受けたことがある場合（事業が完了しているか進行中かにかかわらず）や、現在採択が見込まれている場合は、応募できません。また、経済産業省または他省庁に係る類似性の高い事業を実施中または予定している場合について、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、交付決定通知後に判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

本補助事業において、不適正経理等を行ったために、補助費の全部または一部を返還させられた代表団体および参加団体については、一定期間、経済産業省の補助事業および委託事業等への参画が認められないことがあります。

(3) 不支給要件に抵触する事業者の排除

以下の不支給要件に抵触する事業者は、本補助金の対象となり得ませんので、ご注意ください。交付決定時には不支給要件に抵触しない旨の誓約書の提出が条件となります。

不支給要件

- ① 経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者
- ② 次のいずれかに該当する事業者
 - イ) 事業主、または事業主が法人である場合当該法人の役員または事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者および暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - ロ) 暴力団員等をその業務に従事させ、または従事させるおそれのある事業所
 - ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ) 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を

- 言う。以下同じ。)の威力または暴力団員等を利用するなどしている事業所
- へ) 役員等が暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - ト) 役員等または経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - チ) イから二までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(4) 臨床現場での診断・治療を伴う事業に関する条件

本補助事業において、臨床現場での診断・治療行為を実施する際は、以下に掲げるすべての条件を満たしている必要があります。実施の旨を、事前に経済産業省およびMEJに申告してください。

- ① 当該診断・治療に関して日本国内での十分な実績・経験を有すること。
- ② 医師法や医療法等の医事法制及び厚生労働省や学会等が定めるあらゆるガイドラインを遵守して患者の診断・治療を行うこと。また、外国で当該診断・治療を実施する場合は、当該国の法令・ガイドラインを遵守すること。
- ③ 当該診断・治療を行う前に、インフォームドコンセントを十分に行い、患者等からの書面での同意を得ること。

IV. 応募手続

1. 応募者

応募は、本事業者の長（代表者）が行ってください。また、応募に際しては、事業者の長（代表者）の押印が必要です。

2. 応募書類と提出部数

応募書類の様式、作成要領は、MEJ のホームページ

(<https://www.medical-excellence-japan.org/jp/h28/publicoffering2.php>)

からダウンロードできます。

応募書類は作成要領に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等にまとめて提出してください。

応募書類の提出部数については、以下に示す、①から⑤までをセットしたもの7部（ただし財務諸表は別添としてください）、それらの電子ファイル、および⑥の申請受理票（様式5）1部と⑦返信用封筒1枚を併せて提出してください。

① から⑥の書類以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

- ① 公募申請書（様式1） <7部>
- ② 公募提案書（様式2） <7部>
- ③ 予算額書（様式3） <7部>
- ④ 代表団体の概要・コンソーシアム概要（様式4） <7部>
- ⑤ 代表団体の過去3年分の財務諸表 <7部>（注1）

以上①～⑤の各文書を取めた電子媒体 <1部>

- ⑥ 申請受理票（様式5） <1枚>
- ⑦ 返信用封筒 <1枚>

返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（82円）を貼付してください。

（注1）新設事業者であって、過去3年分の財務諸表がない場合、直近から最大期間あるものの提出で良いものとする。

提出された応募書類は本補助事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の①から④の各書類およびその電子ファイルは、ワープロソフト（Microsoft Word、Excel を推奨）による日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付してください。

3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間：公募開始 平成28年9月5日（月）

公募締切 平成28年9月26日（月）※12時必着

（受付は郵送もしくは宅配便のみ。応募書類の持参、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けません。）

応募書類の提出先：

一般社団法人Medical Excellence JAPAN

「医療拠点化促進に関する実証調査事業」事務局

〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地 一番町法眼坂ビル3階

- ・ 応募書類は、郵送もしくは宅配便により MEJ に提出してください（公募締切日時までに必着のこと）。
- ・ 応募書類の持参、FAX および電子メールによる提出は受け付けません。また、公募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「公募申請書類の作成要領」を熟読の上、注意して記入してください。申請書の様式は変更しないでください。

（その他の留意事項）

- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 公募締切から採択候補決定までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業執行者に確実に連絡が取れるようにしてください。
- ・ 採択結果は MEJ より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにしてください。

V. 審査・選定

1. 審査の方法および手順

学識経験者等からなる「平成２８年度医療技術・サービス拠点化促進事業審査委員会」（以下、審査委員会という。）を設置し、当該委員会において書類審査を実施し、採択候補を決定します。

（１）審査プロセス

① 書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定いたします。

② 追加審査

必要に応じて、審査委員会による追加書面審査を実施します。追加審査の対象となる案件については、直接、当該申請者に通知します。

（２）審査にあたっての留意点

- ・「公募申請書類の作成要領」を参照ください。
- ・審査を行う審査委員会および審査委員については、非公開とします。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該申請者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

本補助事業は、日本再興戦略及びアジア健康構想の一環として実施されるものであるため、国際医療協力に留まらず、自立的、持続的発展ができる事業であることが求められます。そこで、申請書を記載する際には、事業性と実現可能性の有無について明確に記載するようにしてください。

(1) 本補助事業の目的との整合性に係る評価（様式2—A）

- ① 本補助事業での取組みの背景と目的が明確になっているか。
（対象とする国、地域の選定理由等も含む）
- ② 政策目的や本補助事業の目的（P 2 参照）と提案内容は合致しているか。

(2) 事業化計画の評価（様式2—B）

- ① 事業スキームが明確かつ具体的に記載されており、将来的にビジネスベースで自立的・持続的に収益が期待できる事業モデルになっているか。
- ② 事業化計画の詳細（5年程度の収支計画・資金調達の方法・スケジュール・現地パートナーおよび連携状況等）が明確かつ具体的に記載されているか。

(3) 本補助事業の内容の評価（様式2—C）

- ① 本補助事業での具体的な取組み内容が実効性のあるものか。本補助事業をきっかけとして、実効性が継続されるための仕掛け・仕組み（制度化等）の構築を図るものか。
- ② 本補助事業のスケジュールは明確になっているか。

(4) 本補助事業に期待される効果に係る評価（様式2—D）

- ① 本補助事業を通じて得られると期待される成果は、特定の事業者の収益ではなく、医療技術・サービス等の拠点化促進に貢献するものとなっているか。
- ② 補助事業によって得られると期待される波及効果・規模に見合う申請金額となっているか。

(5) 事業の実現性に係る評価（様式2—E）

- ① 将来的な事業主体となりえる主体を含む、実行性のある体制が組まれているか。
- ② 参加団体の役割、取組み内容が明確に記載されているか。
- ③ 財務・事務管理能力、その他事業を実施する能力があるか（これまでの関連する日本政府の事業等による実績を加減評価対象とする）。
- ④ 本補助事業を円滑に実施するための強みが記載されているか。（実績、ノウハウ、人的ネットワーク等）

3. 想定される交付決定後から事業終了までの主な流れ

平成28年10月 : 各プロジェクト・キックオフ（コンソーシアム、経済産業省、MEJ）
平成29年1月 : 中間検査（範囲については要相談）
平成29年2月 : 事業報告書提出
平成29年3月 : 実績報告書提出、確定検査
: 最終報告会

VI. 採択後の留意点と補助金交付

1. 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアム等に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・各採択コンソーシアム等は、事業実施期間中、MEJの求めに応じて、事業の進捗や事業成果等の状況について報告を行います。また、MEJの指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、MEJが進捗確認に現地に行く場合にご対応いただきます。
- ・各採択コンソーシアム等は、事業成果等の状況について、評価委員会およびワーキンググループで報告を行っていただく予定です。
- ・各採択コンソーシアム等は、補助事業の成果を取りまとめた事業報告書を提出いただきます。（提出は平成29年2月末まで）
- ・各採択コンソーシアム等は、実施した補助事業の概要および補助事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出していただきます。（補助事業完了日の1週間後までに提出）
- ・経費計上においては、補助金交付申請時および事業完了時に証拠書類を提出・提示していただきます。

2. 補助金交付申請・補助金の支払い

- ・審査を経て採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、速やかなMEJに対する交付申請書の提出をもって補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な書類を平成28年10月末日までにMEJに提出していただきます。書類に不備がある場合や、申請内容が公募要領や「医療技術・サービス拠点化促進事業」等に合致しない場合（参加団体に対する委託条件が合致しない場合も含む）には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意ください。また、提案書と交付決定通知における各補助対象経費の金額が一致しない場合もあります。
- ・上記の交付申請を行うにあたり、採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、以下①～⑤に示す書類を交付申請時までにMEJに提出いただきます。書類に不備がある場合や、期限までの提出ができない場合には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意ください。

- ① 定款（代表団体分）
- ② 財務諸表（代表団体分）
- ③ 消費税課税事業者証明書（消費税課税事業者である代表団体および参加団体分）または消費税免税事業者証明書（消費税免税事業者である代表団体および参加団体分）
- ④ 補助事業従事者の時間単価算出の根拠資料（代表団体および参加団体分）
- ⑤ 補助金交付申請額の根拠書類等のMEJが必要に応じて提出を求める資料

※ ④の「補助事業従事者の時間単価」については、MEJ「平成28年度 医療技術・サービス拠点化促進事業補助事業事務処理マニュアル」に従い算出します。

- ・ 補助金は、補助金交付申請書及び補助事業概要説明書に定められた用途以外には交付されません。
- ・ 補助金の支払いについては、事業完了後の確定検査を経た後、原則、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該補助金の支払いが行えないこととなります。詳しくは、MEJ「平成28年度 医療技術・サービス拠点化促進事業補助事業事務処理マニュアル」に従って処理してください。
- ・ 補助金交付申請後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。（特に参加団体と締結する委託契約の実施に関しては、MEJ「平成28年度 医療技術・サービス拠点化促進事業補助事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理が行われるように代表団体が責任を持って管理していただきます。）
- ・ 代表団体は、参加団体と委託契約（委任契約または準委任契約）を結ぶこととなります。

3. 補助金の内容

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等とは、①補助金②負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）③利子補給金④その他相当の反対給付を受けない給付金であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条で定めるものとなっています。
- ・ 補助金の経理処理は、実費弁済の考え方（受益性を排し、補助事業者が実際事業に要した経費の支払い）に基づきます。すなわち、「医療技術・サービス拠点化促進事業」という国の事業において、代表団体、参加団体に対する利益の計上は認められません。
- ・ 計上可能な経費区分・科目は、Ⅱ. 3. （2）を参照のこと。

4. 経費支出の注意

上記3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

（1）人件費

- ・ 国立大学法人・公立大学は、人件費は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は計上できません。

（2）謝金

コンソーシアム代表団体、参加団体内部の有識者への支出は認めません。

（3）機器等

補助事業において使用する機器等の購入は、原則認めません。但し、単回使用の消耗品等、本事業に必要かつ事業期間にのみ使用されたことを客観的に判断することができるものはこの限りではありません。補助事業期間内に限り、機器等のレンタル等を認めます。

※ 代表団体が自社製品を現地拠点等にリース・レンタルとして設置する場合は、利益排除をした製品の製造原価相当分につき、補助事業実施期間中の設置期間分に相当する費用を備品費として計上することとなります。

(4) 委託費

コンソーシアム参加団体の活動に係る旅費等の経費は、原則として参加団体の支出計画の中で必要経費として計上することとし、委託費以外で参加団体が負担すべき費用を代表団体が支出することはできません。

(5) 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、「医療技術・サービス拠点化促進事業交付規程」に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国または地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

※ 補助金交付申請書の提出の際に課税事業者、非課税事業者のどちらに該当するか確認させていただきますのでご了承ください。

(6) 有料サービス提供における人件費・事業費等

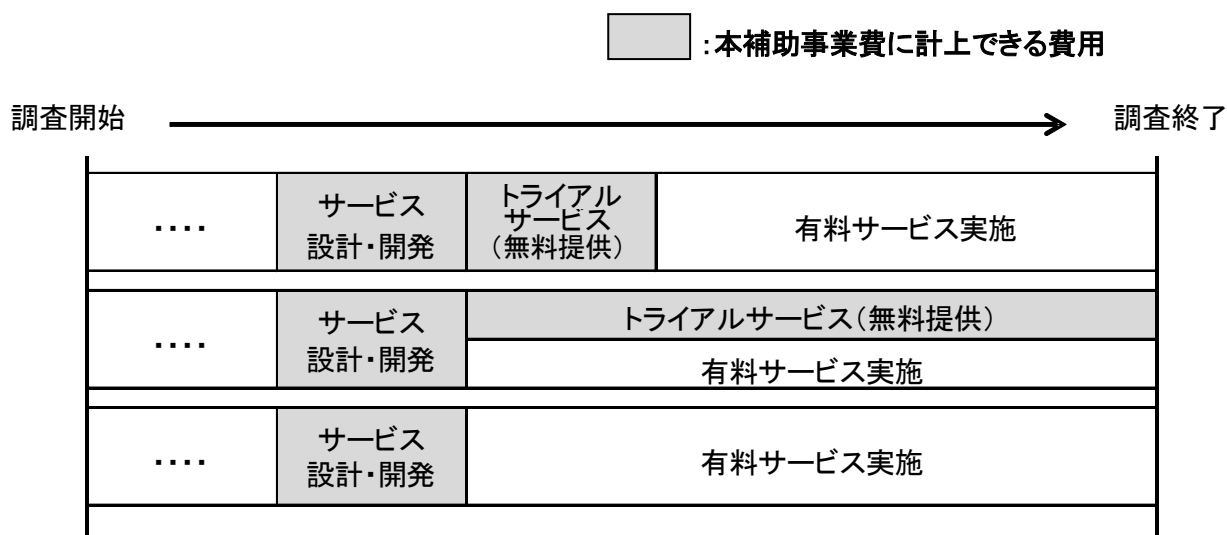
有料にてサービスを利用者に提供する場合、事業期間中のサービス提供に係る費用については補助費用に計上できません。

- ・ 有料でのサービス提供に係る費用は本補助事業における経費の対象外となります。ただし、本補助事業の目的に鑑み、サービス提供における収支や利用者数等の結果については、

報告していただきます。

- ・ 有料サービスを提供する場合、サービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供前のトライアルサービス提供、有料サービス実施中の本調査に係るアンケート実施等を行う際に必要となる人件費・事業費等については、本補助事業における経費の範囲内となります。

有料によるサービス提供のパターン（例）



注： 有料サービス実施における効果検証(利用者アンケート実施、課題抽出のための調査)等に係る人件費・事業費は補助費内で計上可能です。

5. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、MEJ から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 補助事業の実施状況確認等のために必要と認めるときは、MEJ は採択コンソーシアム等に報告を求め、または MEJ の職員が補助事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) 採択コンソーシアム等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用し、海外における日本の医療技術・サービスの拠点化促進に努めるものとします。
- (4) 採択コンソーシアム等は、知的財産権の利用状況調査、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会への出席等について採択コンソーシアム等の負担において MEJ および経済産業省に協力するものとします。

VII. その他

本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールかFAXでご送付ください。

なお、問い合わせ締切りは、平成28年9月22日（木）12：00必着といたします。電話による問い合わせは受け付けません。

<問い合わせ先>

一般社団法人Medical Excellence JAPAN

「医療拠点化促進に関する実証調査事業」事務局 担当

メールアドレス：meti-project@me-jp.org

FAX番号：03-6261-3970

※ 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、MEJ と経済産業省が共同で利用いたします。本公募申請に関する個人情報は、「平成28年度医療拠点化促進に関する実証調査事業」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。また、MEJ では、下記の「個人情報保護方針」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<https://www.medical-excellence-japan.org/jp/policy.html>

以上

質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文章名および頁			
質問内容			